

# 泊まれる博物館

公益財団法人 奥出雲多根自然博物館

## 宿泊規約

### 第1条 適用範囲

1. 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

### 第2条 宿泊契約の申込み

1. 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出て頂きます。
  - ① 宿泊者名
  - ② 宿泊日及び連絡先
  - ③ その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。
3. 18歳未満（高校生を含む）のみのご宿泊は、20歳以上の引率者、または保護者の許可が無い限りお断り致します。

### 第3条 宿泊契約の成立等

1. 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾した時に成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の宿泊料を限度として当館が定める申込金を前金にてお支払いいただきます。
3. 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は宿泊契約は効力を失うものとします。

#### 第4条 申込金の支払いを要しないこととする特約

1. 前条の第2項の規定に関わらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

#### 第5条 宿泊契約の締結の拒否

1. 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
  - ① 宿泊の申込みが、この約款によらないとき
  - ② 満室により客室の余裕がないとき
  - ③ 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定・公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき
  - ④ 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
  - ⑤ 宿泊しようとする者が宿泊施設もしくは従業員に対し、暴力・脅迫・恐喝・威圧的な不当要求を行い、或いは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、または過去に同様な行為を行ったと認められるとき
  - ⑥ 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
  - ⑦ 宿泊しようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」による指定暴力団および指定暴力団員等（以下「暴力団」および「暴力団員」とする）またはその関係者、その他反社会的勢力であるとき
  - ⑧ 宿泊しようとする者が暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき
  - ⑨ 宿泊しようとする者が法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者がいるとき
  - ⑩ 宿泊しようとする者が、他の宿泊客もしくは従業員に対し、著しい迷惑を及ぼす行動・言動をしたとき

#### 第6条 宿泊客の契約解除権

1. 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合、当館が定める違約金を申し受けます。ただし、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について当館が宿泊客に告知したときに限ります。
3. 違約金は、一律に契約料金（入湯税を除く）を基準とし、宿泊日前日でのキャンセルの場合は契約料金の50%、当日のキャンセルの場合は契約料金の100%とします。
4. 当館は、宿泊客が連絡しないで宿泊日当日の21時（あらかじめ到着時刻が明示なされている場合は除く）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

## 第7条 当館の契約解除権

1. 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
  - ① 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められたとき、または同行為をしたと認められるとき
  - ② 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき
  - ③ 宿泊しようとする者が、他の宿泊客・近隣住民もしくは従業員に対し、著しい迷惑行為を及ぼす行動・言動をしたとき
  - ④ 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき
  - ⑤ 寝室での寝たばこ、消防用設備に対する悪戯、その他当館が定める利用規約の禁止事項に従わないとき
  - ⑥ 契約者以外の人を無断で入室させたとき
  - ⑦ 危険物・重機財・音響機器の搬入またはそれに伴う工事・設置をしたと認められたとき
  - ⑧ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」による指定暴力団及び指定暴力団員等（以下「暴力団」及び「暴力団員」とする）またはその関係者、その他反社会勢力であるとき
  - ⑨ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき
  - ⑩ 法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者がいるとき
  - ⑪ 宿泊施設もしくは従業員に対し、暴力・脅迫・恐喝・威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき

## 第8条 宿泊の登録

1. 宿泊客は、宿泊当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
  - ① 宿泊客の氏名・住所及び連絡先
  - ② 外国人にあつては、パスポート情報
  - ③ その他当館が必要と認める事項（契約書等）
2. 宿泊客が、宿泊料金の支払いをクレジットカード等日本通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、予め前項の登録時にそれを提示していただきます。

## 第9条 客室の使用時間

1. 宿泊客が当館を使用できる時間は、午後4時から翌日午前10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当館は、前項の規定に関わらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合当館への連絡を必要とし、了承を得た上で客室の利用を認め、当館が定める追加料金を申し受けます。

## 第10条 利用規則の遵守

1. 当館の主な施設などの営業時間は宿泊案内の記載に従っていただきます。

## 第11条 料金の支払い

1. 宿泊料金の支払いは、通貨又は当館が認めたクレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の到着の際又は当館が請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。
2. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

## 第12条 宿泊契約した客室の提供ができないときの取扱い

1. 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了承を得て、できる限り同一条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当館は、前項の規定にかかわらず、他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償金を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償金を支払いません。

## 第13条 寄託物等の取扱い

1. 宿泊客がフロントにお預けになった品物又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当館内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の、故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館はその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告がなかったものについては、10万円を限度として当館はその損害を賠償します。

## 第14条 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

1. 宿泊客の手荷物が先だって当館に到着した場合は、責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しするか、もしくは客室に前もってお運びします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において連絡するか否かは当館が判断し、所有者から連絡があった場合は、可能な範囲で指示に従い、所有者から連絡がない場合は、最低14日間は保管し、その後も連絡がない場合は、処分の対象とします。ただし、客室に置き忘れていた飲食物・雑誌類・使用済みの下着・タオル等に関しては、客室清掃時に処分の対象とします。

## 第15条 駐車場の責任

1. 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合は、車両のキーの寄託に関わらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。事故、盗難も含め、責任を負いかねます。ただし、駐車場の管理にあたり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責に及びます。

## 第16条 当館の責任

1. 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当館は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

## 第17条 宿泊客の責任

1. 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

## 第18条 コンピューター通信の使用

1. 当館内からのコンピュータ通信のご利用にあたりましては、お客様ご自身の責任にて行うものいたします。コンピュータ通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当館は一切の責任を負いません。また、コンピュータ通信のご利用に当館が不適切と判断した行為により、当館及び第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

# 利用規約

当館では、お客様に快適にお過ごしいただくため、下記の通り利用規約を定めております。下記事項につきましてはご遠慮下さいますようお願いいたします。ご遵守いただけない場合は、ご利用をお断りすることもございます。あらかじめご了承ください。

1. 館内で備え付け以外の暖房用、炊事用、プレス用器具等をご使用になること。
2. 指定の喫煙スペース以外でご喫煙なさること（加熱式、電子式タバコを含む）。
3. 過度な高声、放歌または喧嘩な行為その他で、他人に嫌悪感を与えたり、迷惑をおよぼしたりすること。
4. 館内に次のようなものをお持ち込みなること。
  - ① 動物、鳥類（ペット類）
  - ② 不潔又は臭気のため、他のお客様に迷惑をかけるもの
  - ③ 著しく大量の物品
  - ④ 火薬や揮発油など、発火あるいは引火しやすいもの
  - ⑤ 適法に所持を許可されていない鉄砲、刀剣類
5. 館内で賭博および風紀を乱すような行為をすること。
6. 外来者を客室内に呼び入れたり、客室用の諸設備、諸物品などを使用させたりすること。
7. 館内で諸物品を販売すること。
8. 当館の諸設備、諸物品をその目的以外の用途に充てること
9. 館内の諸物品を他の場所に移動したり、感慨に持出したりすること。
10. 当館の建築物や諸設備に異物をつりつけたり、現状に変更を加えたりすること。
11. 建物の外観を損なうような品物を窓にお掛けになること。
12. 窓から物をお投げになること
13. 館内で他の方に広告宣伝物を配布したり、物品の販売等の行為をすること。
14. 廊下やロビーなどに所持品を放置すること。